

平成 3 0 年

第 1 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 平成 3 0 年 3 月 1 日

閉 会 平成 3 0 年 3 月 2 6 日

忠 岡 町 議 会

平成30年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

平成30年3月1日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	住民部次長	山田 昌之
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	柏原 憲一	教育部理事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数 12 名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、平成 30 年第 1 回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、会議を開きます。

(「午前 10 時 00 分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成 30 年第 1 回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 平成 30 年度施政方針について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 29 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 5 号)) |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 教育長の任命について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 忠岡町指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 附属機関に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 6 号 | 忠岡町報酬及び費用弁償条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 7 号 | 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 8 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 9 号 | 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正に |

ついて

- 日程第14 議案第10号 手数料条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 忠岡町スポーツセンター条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 忠岡町介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 忠岡町都市公園条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会設置条例の廃止について
- 日程第19 議案第15号 忠岡町水道事業の設置等に関する条例の廃止について
- 議案第16号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第20 議案第17号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第21 議案第18号 平成30年度忠岡町一般会計予算について
- 日程第22 議案第19号 平成30年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第23 議案第20号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第21号 平成30年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第22号 平成30年度忠岡町下水道事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第23号 平成30年度忠岡町水道事業会計予算について
- 日程第27 報告第1号 事務報告について（平成29年分）
- 以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

第1回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。

発言を許します。町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん、おはようございます。夜中の風雨で非常に心配しましたが、警報が出ましたので、本町も被害対策で配備いたしました。皆さん方や、また周りの人たちに被害がございませんでしたでしょうか。今のところ被害の確認ができておりません。なしというような方向でおりますが、また対策を続けていきたいと、こういうように思っております。

ご案内のように、第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中ご参集くださりまして、ありがとうございます。本日は、後ほど30年度施政方針と予算案を提起しますので、議案とあわせてよろしくご審議を賜りたいと、こういうように思います。

お願いをいたしまして、開会の挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、10番・松井秀次議員、11番・高迫千代司議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より3月26日までの26日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、3月26日までの26日間と決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員 松井秀次議員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。

監査委員（松井 秀次議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

監査委員（松井 秀次議員）

例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、平成29年11月28日、12月22日及び平成30年1月24日に行いました内容で、帳簿等は、平成29年10月31日、11月30日及び12月31日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元にご配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

議長（和田 善臣議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 平成30年度施政方針について、町長より所信表明の申し出があります。発言を許します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

平成30年度施政方針

本日、ここに平成30年忠岡町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度に臨む私の所信の一端と施政の方針を申し述べ、議員各位のご賛同と併せて住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年を振り返りますと、米国では「自国第一主義」を唱えるトランプ政権によるTPP離脱や地球温暖化対策の枠組みであるパリ協定離脱、英国ではEU離脱など、これまで築いてきた体制が崩壊し、また、各国で相次ぐテロの脅威や緊迫する北朝鮮情勢への対応など、国際情勢は先の読めない不確実な時代に突入したと感じております。

一方、国内においては、いざなぎ景気を超えるといわれる長期にわたる景気回復を受け、雇用・所得環境は回復基調で推移しており、働き方改革や幼児教育の無償化の実現など、将来の成長に向けた「変革」が進められようとしています。

そういった中、本町では子育て世代のサポートや子育て環境の充実、健康で安全・安心な暮らしができるまちづくりに向け、施策を展開しております。

このたび提案いたします平成30年度各会計予算案は、「第5次忠岡町総合計画」を指針として、教育・子育て支援、福祉の充実したまちづくりに取り組み、「文教住宅都市」の実現に向けた予算編成といたしました。

また、平成30年度の町政運営にあたっては、次の4点を重要な視点と考えております。

1点目は、広域行政のさらなる推進であります。

これまでの経験を活かし、無理や無駄を省き、持続可能なまちをつくるため、観光事業の広域化など検討を行い、財政健全化と併せて、生活に密着する分野での広域化を積極的に推進してまいります。

2点目は、教育・子育て支援の充実であります。

夢と希望に目を輝かせる子どもの姿は町の宝物です。発達段階に応じた質の高い教育・保育を一体的に行い、安心して子育てができるまちづくりの推進に向け、取り組みを進めてまいります。

小中学校においては、よりきめ細かな学習指導の推進とともに、英語教育の普及、発展に力を入れてまいります。

3点目は、防災・減災対策の推進であります。

阪神淡路大震災や東日本大震災等の教訓から、地域の防災意識の向上を図るとともに、住民並びに関係団体、関係機関とのつながりを強化してまいります。

4点目は行財政改革の推進であります。

これまで行財政改革を最重要課題として取り組み、事務事業の見直しを始めとする第二次財政健全化計画を進めてきたところでありますが、さらなる健全化策を盛り込んだ「忠岡町みらい計画」を推進してまいります。

以上のような基本的な考えと財政状況を踏まえて編成しました平成30年度各会計の当初予算規模は、一般会計65億100万円、各特別会計51億8,300万円、水道事業会計3億5,202万3,000円、合計いたしますと、120億3,602万3,000円となり、これを前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計0.9%（増）、各特別会計6.3%（減）、水道事業会計3.3%（減）、合計2.3%（減）と相成った次第であります。

以下、重点施策の概要について、第5次総合計画における4つの基本戦略によるまちづくりの展開方向に沿って申し上げます。

第1は、人が輝くまちづくり戦略であります。

「まち」の最も大切な資源は「人」であり、「まちづくり」は「人づくり」から始まります。そこで本町では、住民同士がお互いを十分に知り合える関係にあり、また、役場と住民・学校の連携がとりやすいという利点を活かした施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

まちの将来を担う人材を育てます。

子どもたちは、本町の未来であり、希望であります。将来も子どもたちの元気な声があふれる、活力あるまちであり続けるための環境づくりは、本町にとって重要な課題であります。今年度は忠岡小学校区における公私連携幼保連携型認定こども園の平成31年4月開園に向けて取り組みを進めてまいります。また、東忠岡小学校区においても早期に認定こども園の整備ができるよう調査・検討を行ってまいります。

生きる力を培う学校教育の推進及び子どもや若者の健全育成の推進については、少子化・核家族化が進行する中で就学前教育の重要性に鑑み、幼児教育・保育の提供と充実を図るとともに、小学校生活へのスムーズな移行ができるよう、保育所・幼稚園・小学校間の交流事業を継続してまいります。

現在、学校休業日の土曜日に開講している「あすなろ未来塾」については、引き続き小学校4年生から中学校3年生までの希望者を対象とし、基礎・基本の確実な定着を図ります。

また、生徒指導の充実を図るため、小学校におけるスクールカウンセラーの配置とともに、学校と福祉機関との連携を図るためにスクールソーシャルワーカーを引き続き配置するなど、様々な課題の未然防止、早期発見、早期解決を支援してまいります。

学校への支援としては、学ぶ楽しさを育む推進事業、学力向上サポーター配置事業、小学校読書活動推進事業などを継続してまいります。特に読書活動の推進については、子どもの読書離れへの対策が重要となっていることから、乳幼児から本を通して豊かな心を育むよう、また読書に親しみ、理解力のある人材に育つよう、子ども読書活動推進計画を策定してまいります。

英語体験セミナー事業では、平成32年度の小学校学習指導要領改訂に伴う外国語教育の充実を図り、引き続き英語をツールとした様々な体験の場を提供してまいります。さらに、町内在住の中学生から大学生までを対象とした英語検定受験料補助事業も実施いたします。

スポーツセンターについては、住民の健康増進や交流促進が図れるよう、平成31年4月のオープンに向け整備を進めてまいります。

地域文化の継承として「だんじり祭」は、本町と地車連合会、地元各町などが協力、連携することでさらなる賑わいを創出し、大切に継承してまいります。

今年度、創設50周年を迎える公益財団法人正木美術館と共同で実施しておりますワークショップやイベントなどについては、本町親善大使や本町出身で活躍されている方々とのコラボレーションによる「ただおかオリジナルプログラム」として支援してまいります。

人にやさしい健康福祉の地域をつくります。

健康づくりや食育の推進については、保健センターを拠点として、充実を図ってまいります。受診率の低い特定健診やがん検診について、受診率の向上を図るため、引き続き日曜健診を実施するとともに、自らの健康目標を設定して取り組み、健康・運動・食事等に関する研修会などの参加によって賞品を贈呈する「健幸マイレージ事業」を実施し、住民の健康増進の啓発に努めてまいります。

また、若年層の健診受診の強化については、がん検診の推奨年齢対象者等に対して個別通知を行い、がんの早期発見、早期治療による健康の保持・増進に努めてまいります。

子育て支援の充実及び少子化対策については、子ども医療費の助成を中学校卒業年度まで対象とするよう、制度を拡充するとともに、就学援助制度の入学準備金の前倒し支給を実施いたします。

また、本町においてもDVや児童虐待などの相談件数が増加傾向にあることから、引き

続き子育て支援コーディネーターを配置し、相談や通報などに対して適切かつ迅速に対応してまいります。

高齢者福祉の充実については、「第7期介護保険事業計画」及び「高齢者福祉計画」を策定し、住民一人一人が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、「地域包括ケアシステム」の推進を図ってまいります。

次に、障がい者・障がい児福祉については、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を策定し、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、就労定着に向けた支援を行い、また、障がい児には、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するなど、体制の構築を図ってまいります。

地域福祉の推進については、忠岡町社会福祉協議会と連携して、それぞれの地域で誰もがその人らしい、安心して充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした地域福祉の充実、推進を図ってまいります。

次に、本年度から大阪府が市町村とともに赤字体質が続く国保の運営を担い、財政運営の中心的な役割を果たす国保の一元化が実施されることとなりました。財政基盤の強化が図られることから、本町では、資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付や保健事業など、地域の実情を踏まえたきめ細かい事業について、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

個性を認め合う社会をつくります。

本町は、「非核平和宣言都市」として、「手をつなごう 非核で世界の人々と」を合言葉に、命の尊厳と平和を愛するまちづくりを推進してまいります。

人権施策の推進については、差別のない明るいまちづくりの形成に向け、忠岡町人権協会を中心として、あらゆる人権問題の解消に向けた啓発活動や研修、相談事業を一層推進してまいります。また、男女が共に社会で輝き、活躍できる社会づくりの推進を図るため、引き続き、忠岡町男女共同参画推進条例を柱にした施策の推進を図ってまいります。

また、障害者差別解消法の施行により、行政機関や事業者等における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供として、障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供や各種機会の提供を拒否すること、場所・時間帯を制限するなどの障がいのある人の権利や利益の侵害を禁止するとともに、相談窓口の整備、紛争の防止・解決の体制整備の実施、事業者や地域住民への啓発活動などを推進してまいります。

多文化共生社会の形成については、忠岡町国際交流協会を中心にオーストラリアのノーザン・ビーチーズ市と交流を行ってまいります。なお、今年度は、忠岡中学生を派遣いたします。

第2は、安全・安心なまちづくり戦略であります。

安全で安心な暮らしの保障は、最も基本的な自治体の責務です。いつ起こっても不思議ではない大地震や豪雨などの災害や火災、犯罪、交通事故などから住民を守る取り組みを

進めるとともに、住民の自主的な活動の育成などを通して、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざした施策の推進に努めてまいります。

モノや環境を大切にし、暮らしの豊かさにつなげます。

地球環境保全の推進については、住民、事業者等に向けた出前講座や啓発活動により、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の3Rの推進を図り、特に一般家庭・事業所・商店等から出る雑がみ類、プラスチック製容器包装の分別に取り組んでまいります。

ごみ焼却場の運営については、これまで順調に処理がなされ、適正な運営に努めてまいりました。長期包括整備運営管理事業も10年目を迎え、今年度末をもって期間満了となることから、「忠岡町クリーンセンター整備運営委員会」において、今後の整備及び運営などの検討を行ってまいります。

また、今後のごみ処理の広域化の検討を深めるため、泉北環境施設整備組合との間で「一般廃棄物処理広域化検討協議会」を設置し、現在、受入可能となるごみの組成や将来の焼却処理量などについて調査・研究を行っており、将来の広域化に向けて協議を進めてまいります。

安全・安心な明るい暮らしを確保します。

災害対策の推進については、これまでに各地で発生した大地震や豪雨の経験を教訓に、被害をできる限り抑える減災対策の強化に取り組んでまいります。

については、住民自らが災害に備え、自らの命は自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」による防災活動を推進するため、防災意識の高揚や自主防災組織の活性化につながるよう防災訓練や防災講演会を開催するとともに、自主防災組織主体の訓練開催に向けての支援を行ってまいります。

また、住民生活の基盤となる住宅の耐震化を促進するため、耐震補助制度について、啓発、窓口での相談、個別訪問を実施するなど、より多くの方々に活用していただけるよう努めてまいります。

防犯対策の推進については、引き続き、防犯委員会、警察、関係団体、学校や地域住民と連携し、青色防犯パトロールや地域安全見守り活動などを実施して犯罪抑止機能を高めてまいります。

また、犯罪の抑止効果が認められている防犯カメラについては、自治振興協議会に対する防犯カメラ設置補助事業を継続いたします。

次に、消費者が安心して安全で豊かな生活を営むことができる社会を実現するため、今後も消費生活専門相談員による対面相談の場を設け、複雑で多様化する悪質な販売手法からの防御と早期解決を目指してまいります。また、高齢弱者には地域の回覧板や出前講座等で啓発するとともに、低年齢化するネット消費やSNS問題には学校を通じた消費者教育を行うなど、総合的な消費者支援を行ってまいります。

交通安全対策については、住民の交通安全意識の高揚を図ることを目的に、交通安全教

室の開催や交通安全運動を推進するとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を促し、安全で快適な交通社会の実現に努めてまいります。

通学路については、忠岡町通学路交通安全プログラムに基づき、児童・生徒が少しでも安全に通学できるように対策を実施してまいります。また、子どもと高齢者を対象とした、自転車用ヘルメット購入補助金交付事業を引き続き実施し、自転車を利用する方のヘルメット着用を促し、被害軽減につなげてまいります。

消防については、昨年度は高規格救急自動車の更新を実施したところであり、今後も消防車両及び各種消防用資機材の計画的な整備を行い、各種災害への対応、救急・救命体制の充実強化に努めてまいります。

市町村消防の広域化については、住民サービスの向上、消防体制の効率化や基盤の強化など国及び府の動向を注視しながら、引き続き協議を進めてまいります。

第3は、快適で活力あふれるまちづくり戦略であります。

近年は住宅都市へと変貌するにつれて、小売商店や工場の閉鎖による地元雇用の減少が進んできております。地方創生と一体となった地域経済の活性化には、事業者や商工会との連携が重要であり、地域に根づいた産業力を伸ばす施策に取り組んでまいります。

地域経済を支える産業の復活をめざします。

商工業の振興につきましては、町・忠岡町商工会・地域の金融機関の協働で行う創業支援事業を継続し、ワンストップの相談窓口やビジネススキル習得のためのセミナーを充実させ、また、ホームページ作成経費を支援する「IT化推進事業」、公的機関の融資を対象とした「利子補給制度」などにより、既存事業所も含めた基盤強化に取り組んでまいります。

就労支援対策については、職業訓練や技術講習会の情報を提供し、各種機関との連携強化により、若者・高齢者・障がい者や母子家庭等の個別ケースにも就労支援センターが細やかに対応いたします。

また、在住者及び在勤者を対象とした各種技能講座、国家資格取得経費の助成や、住民を新たに正規雇用する町内事業者への補助を継続してまいります。

「忠岡町ブランド創造事業」として研究を進めている「キノコ」の栽培においては、狭隘で市街化された本町でも生産が可能な段階に至っており、今後は参画企業への技術指導や販路開拓などの支援を行い、新産業の創出を図ってまいります。

農業振興については、貸菜園の管理を適切に行うとともに、料理教室を通じて地産地消と郷土料理の普及を行い、また、その状況のネット配信を継続し、地域の食文化と地元消費のPRに努めてまいります。

水産業の振興については、漁業協同組合の忠岡港でのイベントを通じて、地元海産物に親しみ、港のある町としての魅力が増すよう取り組んでまいります。

関西国際空港を中心とした泉州地域の活性化については、関空イン・関空アウトのイン

バウンド効果が泉州地域に反映されていくよう、観光事業のプラットフォームとなる泉州観光DMOの設立に向け泉州9市4町と観光に携わる事業所とともに取り組んでまいります。

快適で利便性の高い生活・都市基盤を充実します。

生活・都市基盤の充実については、順次、街路灯のLED化を実施するなど、道路や公園など公共施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、大規模地震などにより発生する火災の延焼被害を軽減するため、建物の階数や規模等に応じた燃えにくい構造の建物に規制誘導できる準防火地域の指定について、市街地全体に拡大していくことを推進してまいります。

子育て世帯、若年夫婦世帯の人口流入と定住を促進するため、子育て世帯等住宅リフォーム補助金交付事業を引き続き実施いたします。

水道事業については、大阪広域水道企業団との水道事業の統合について、本議会中に議決をいただく予定になっております。議決が得られれば、来年4月には、企業団が経営する忠岡町域水道事業が事業開始され、住民サービスの維持と、将来にわたる住民サービスの向上が図られます。

そのため、本町では、円滑に事業継承が行えるよう、企業団と検討を進めるとともに、老朽管路の更新を行うなど、引き続き安全・安心な水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業については、平成30年度末の汚水整備の人口普及率は97.1%を見込んでおります。今後も、計画的に整備を進め、水洗化の向上に努めてまいります。

また、安全で快適な生活環境を確保するため、大雨による浸水被害の軽減を図るとともに、長寿命化対策により雨水ポンプ場施設の計画的な補修を行ってまいります。

なお、下水道施設は、住民の生活に欠かせない恒久的な財産であり、安定した下水道サービスが求められています。そのため、下水道事業の透明化、効率化を図り長期的な事業運営に取り組むため、地方公営企業法適用の準備を進めてまいります。

第4は、自立と協働のまちづくり戦略であります。

地方分権の進展と多様化する住民ニーズに対して、自らの責任と創意工夫のもとに住民・事業者と役場との協働で、地域経営を進めていかなければなりません。そのため、自立性の高い堅実で無理・無駄のない行政運営の推進に努めてまいりたいと考えております。

効率的・効果的な行政経営を進めます。

効率的な行政運営の推進については、総合計画の着実な実現に向け、PDCAサイクルによる評価をもとに、各事業の改善や見直しの徹底を図り、効率的で効果的な行政運営に努めてまいります。

町税については、昨年度から参加した「大阪府域地方税徴収機構」とともに、今後も徴収体制の強化に努めてまいります。

ふるさと忠岡応援寄附金については、寄附額も順調に伸びておりますが、さらなる増額につながるよう返礼品の充実を行います。

歳出の削減については、限られた財源を最大限に活用するため、住民ニーズや施策の優先度・緊急度、事業効果や公共施設のあり方などの検証を行い、計画的なまちづくりを推進してまいります。

地域情報化の推進については、これまで住基・税務・社会保障関係のシステム改修などを実施し、また、昨年11月から開始された情報提供ネットワークシステムとの本格連携によって構築された利便性の高いシステムを円滑に運営してまいります。

広域連携の推進については、将来を見据え、持続可能なまちをつくるため、積極的に検討、推進してまいります。

住民参画を促す環境づくりを進めます。

開かれた町政の推進については、ホームページや広報紙を通じて、様々な情報を発信してきたところです。とりわけホームページでは、住民が必要とする情報や町の魅力をタイムリーに発信することに努めてまいります。

住民が主体となったまちづくり活動の促進及び協働のまちづくりについては、地域でのふれあいや連帯感を高め、日常的に助け合い支え合うことができるコミュニティの形成が重要であり、基礎となる自治振興協議会との連携を図ってまいります。

以上、町政運営に関する4つの私の基本的な考え方と主要な施策について、その概要をご説明申し上げました。今後、これらの施策の実施にあたりましては、議会との連携を一層密にしながら、町民に信頼されるまちづくりを目指し、変革激動の時代における都市間競争に焦らず、未来を拓き、希望を育む「ぬくもりのある日本一元気なまち」の実現を目指していくことが、町政を負託された私の使命であり、広くまちの声を拝聴しながら、現場主義・住民の目線に立って全力を傾注してまいりたいと存じます。

どうか、議員各位並びに住民の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲みとりいただき、町政の推進に一層のご支援・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに当たり、提案いたしております平成30年度当初予算案並びに各議案に対し、何卒、ご賛同賜りますよう重ねてお願い申し上げます。私の施政の方針と致します。どうかよろしく願いいたします。長時間ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

（「午前10時45分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午前11時00分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(和田 善臣議員)

日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度忠岡町一般会計補正予算(第5号))を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長: 議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、平成29年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)でありまして、1月11日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は、7,480万円で、これを補正することにより、予算総額は70億1,437万4,000円となります。

歳入につきましては、第16款 寄附金で、ふるさと忠岡応援寄附金5,000万円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金2,480万円を計上、歳出につきましては、第2款 総務費で、財政調整基金積立金5,000万円を計上、ふるさと忠岡応援寄附金謝礼1,600万円を計上、寄附金礼状及び寄附証明書送付料20万円を計上、寄附金決済等システム利用料50万円を計上、寄附金返礼品発送等業務委託料810万円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度忠岡町一般会計補正予算(第5号))を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

日程第6 議案第2号 教育長の任命についてを議題といたします。

先例により、本件に関係のある富本教育長は退席願います。

(富本教育長：退席)

議長(和田 善臣議員)

それでは、事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第2号 教育長の任命について、ご説明申し上げます。

本町教育委員会教育長、富本正昭氏は、平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともにすぐれ、平成27年4月1日の就任以来、常に教育行政の円滑な運営に尽力されており、教育長として適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第2号 教育長の任命についてを採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、教育長の退席を解きます。

（富本教育長：入場）

議長（和田 善臣議員）

ここで、任命同意を得られました富本正昭教育長より再任の挨拶をいたしたいとの申し出がありましたので、これを許します。

それでは、富本教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、教育長再任に当たってのご挨拶を申し上げます。

本日、議員各位のご同意を賜り、改めて4月1日付で教育長に就任させていただくことになりました。もとより微力な私であり、職責の重さを痛感しているところでございます。

教員としての歩みをスタートし、自来、私を温かく育てていただいた忠岡町、この忠岡町の教育の充実、発展のため、歩みをとめることなく誠心誠意努めてまいりたいと決意を新たにいたしております。

引き続き、議員の皆様、町民の皆様からのご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げ、簡単粗辞ではございますが、再任に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第7 議案第3号 忠岡町固定資産評価委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第3号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員、前川功勝氏は、平成30年3月25日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともにすぐれ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより、議案第3号 忠岡町固定資産評価委員会委員の選任について、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

日程第8 議案第4号 忠岡町指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第4号 忠岡町指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、これまで大阪府条例で規定していた「指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」について、市町村の条例で定めるように改正されたため、本条例を制定するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第4号 忠岡町指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第9 議案第5号 附属機関に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第5号 附属機関に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、本町における附属機関を調査した結果、附属機関として本条例に規定する必要があるものを追加すること、及びこれらの附属機関の委員報酬を規定するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第5号 附属機関に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第10 議案第6号 忠岡町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第6号 忠岡町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、消費生活専門相談員の報酬の額を規定するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第6号 忠岡町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第11 議案第7号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第7号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、財政健全化を進めるため、教育長の給料について、平成30年度から平成32年度に限り、引き続き給料月額の10%を減額するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第7号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第12 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、平成29年人事院勧告により、平成27年1月1日において昇給を抑制された職員のうち、平成30年4月1日に在職する満37歳未満の職員について、給料を1号級昇給させるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、採決い

たします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第13 議案第9号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第9号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、財政健全化を進めるため、給料表5級以上に該当する職員について、平成30年度に限り、管理職手当の10%を減額するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第9号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第14 議案第10号 手数料条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第10号 手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、境界確定図の複写申請の手数料を改定すること、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、消防法に係る手数料の標準額が改定されたことに伴い、既定の手数料を改定するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第10号 手数料条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第15 議案第11号 忠岡町スポーツセンター条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第11号 忠岡町スポーツセンター条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

す。

本件は、指定管理者制度による管理運営を行うことができるように必要な規定の整備を図ること、及び使用料金の設定を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

本条例案は、来年の平成31年4月から温水プール再開に向けて、スポーツセンターの運営に指定管理者制度を導入するための条例改正案であります。利用料金は町の条例で上限を定め、利用料金を指定管理者の収入とするという改正内容であります。

本町の温水プールは、財政的理由により使用を中止されてきましたが、温水プールを再開してほしいという住民の切実な声に応えるものであるというふうに思います。ただ、運営形態が、これまでの業務委託ではなく、指定管理者制度というものになるということであります。

平成29年度の予算で、この12月に忠岡町スポーツセンター民間資金等活用事業導入可能性調査という業務報告書が忠岡町のほうから示されました。これは191ページにわたる報告書であり、添付されている資料がプラス73ページという、大変264ページにわたる分厚い報告内容であります。町は、これをもとに今回の結論を出されました。

しかし、この報告書には、事業手法ですね、どうとるのかというところの結論づけが187ページのところに書かれております。読むと長くなりますけれども、最終的には一定の指定管理料を支払う指定管理者制度が妥当と考えられるという、そういう結論が資料に書かれておりました。これが今回、こういった結論に至っているということですが、これ、読んでおいてくださいということなんですけれども、これは全部の世帯にこの冊子をお配りすると、読んでおいてくださいと、こういうふうに考えてますという、それは配るということは現実的ではないと思いますし、やはり説明ということはどう少し要るのではないかというふうに思います。ですので、今回の指定管理者制度の導入に至った検討の経緯、町には説明する必要、責任があると考えます。

そこで、教育部長にお尋ねをいたします。3点お尋ねいたします。

まず1点目は、指定管理制度導入に至った経緯についてですね。その点について1点お聞きしたい。

そして、2点目は、平成31年4月、1年後オープンに向けて、工事や指定管理者の募集、選定をどういったスケジュールで行っていかれるお考えなのか。

3点目は、温水プールの工事の期間を聞いております。10月から入るということですが、利用者の利用制限については具体的にどのように考えておられるのか。以上3点についてお聞かせいただきたいと思っております。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原教育部長。

教育部（柏原 憲一部長）

1点目でございます。本町のスポーツセンターは、平成10年より、トレーニングジム、また温水プール、それからスタジオ、それらを運営して、運動の場の提供ですとか健康増進を目的に運営しておるところでございます。しかしながら、財政の健全化等によりまして、休館日の増でありますとか、開館時間の短縮、それから温水プールを休止して、平成22年10月よりは夏季のみの常温によるプールとしての運営を行っているというところがございます。

今般、サービスの維持、向上等を図るため、民間事業者のノウハウや民間資金等を活用しました施設の運営事業の導入の可能性について調査いたしましたところでございます。調査結果等につきましては、議会にも報告させていただきました民間資金等活用事業導入可能性調査の報告書、先ほどご質問があったとおりでございますが、その中にまとめさせていただいてるところでございますが、具体的には、導入可能性といたしましては、指定管理者制度、それからPFIのRO方式、それから公共施設等の運営事業方式、この3点について検討を行ったところでございます。

検討いたしましたそのPFIのRO方式ですとか、公共施設等の運営事業方式については、その施設の改修ですとか運営、また維持管理、修繕までについて民間事業者に委ねることになりますので、導入コストからすれば、削減ということについては非常に高い効果が見込まれるというところでございますが、実際には本町のスポーツセンターの規模ですとか、基本的には赤字の運営というふうなことから、改修費等を全て負担してまで参入を希望する業者というのは見込まれないというところございました。

指定管理者制度の活用につきましては、その参入時の導入コストが大きくかからないということ。それから、一定の指定管理料ですとか、また民間事業者の創意工夫といいますか、そういうようなものを発揮しやすい条件設定というふうなことを行うことなど、指定管理者制度の導入が一定適しているのではないかと調査内容でございました。

今般のその調査の中にアンケートにおいても、温水プールの再開ですとか開館日、また開館時間の要望、それから筋力向上ですとか、いろんなそういった特別のプログラム事業

の提供など、そういった部分でのサービスの向上を、そういった部分の声を多くいただいたところでございます。

指定管理者制度では、利用料金制によりまして、料金を民間事業者の収入とすることから、民間事業者のノウハウを生かしたさまざまな工夫によって、施設の利用者数を増加させることで利用料金の増にもつながり、インセンティブになるということでございます。また、本町にとりましても、利用者数の増加等による費用面の削減や、住民サービスの向上にもつながり、施設本来の目的も達成されるということが期待されることから、今般、指定管理者制度の導入に向けた本町スポーツセンター条例の一部改正を提案しているというところでございます。

2点目の指定管理者制度導入に向けたスケジュールでございますが、具体的なことにつきましては現在検討しているところでございますが、31年の4月に指定管理者制度を導入して、スポーツセンターを新たに再開していきたいというところでございますので、新年度、30年度に入りましたら、4月に実際のその調査、設計というのをしてまいりたいと。またあわせて、その選定に当たりましては、プロポーザルというふうなものを実施してまいるといことになるかと思っておりますので、選定委員会等も立ち上げて、公募要領等々についても審議していきたいなというところでございます。

また、あわせて、工事につきましては、4月オープンということでございますので、10月ぐらいには工事に取りかかってまいりたいというところでございます。詳細なスケジュール等につきましては、また決まり次第、議会等にもお示ししてまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目の利用者の制限等云々というところでございました。改修工事につきましては、先ほどの答弁にあったとおり、平成31年の4月に再開できるように行ってまいりたいというところでございますので、また本町が行う工事以外にも、指定管理者となられる民間事業者さんが、施設内を一部改修等を行う場合もあるということから、できるだけ速やかに改修工事を行う必要があるというように我々は考えております。また、工事を行うに当たりましては、十分な安全管理も必要であるということから、工事を行いながらスポーツセンター内を利用するという点については、安全面からもなかなか非常に難しいというふうに考えているところでございます。

しかしながら、先ほども答弁させていただいたとおり、新年度に入りましたら、その改修工事に向けました調査、また設計等を行ってまいりますので、その中でそういった利用について検討させていただきまして、適切な対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

指定管理者で導入に至った経緯をお話しいただいたんですけれども、その指定管理者の募集・選定には、住民の声が、できるだけ要望が反映されたものになるようにしていただきたいというふうに思うわけであります。

忠岡町、本町は民間に指定管理を出すのは初めてということでもありますので、その指定管理の基本方針は忠岡町はありますけれども、ガイドラインはまだつくっていないということでもありますので、このガイドラインというものをつくるということについては、つくられるということで、ちょっとお聞きしております。

そのガイドラインについては、事前に町民にお知らせ、お示しされるのかという点が1点と、そして利用者の工事中の安全の確保ということで、出入り口が1カ所しかないという忠岡町のスポーツセンターの構造上、直接工事を一番大きくする温水プールのところは、9月の学校のプールの使用が終わったら使うことがないと、今現在も。ということでいいんですが、ジムの部分ですね。あと、体育室というかスタジオというんですかね、その2つのところは、直接大きな改修工事というのは、半年間もかけてするような工事ではないと思いますので、今利用されている方々に、その安全面から出入り口が1カ所ということで、全館休館ということになってしまいますと、あまり工事でさわっていないところやのに、半年間も休館になっては利用できないという不便ということと、住民サービスの低下になるということでもありますので、そのことについて、検討はこれから実施設計に入っていくということで、検討はいただけるというふうなニュアンスの今お答えがありましたけれども、そういった方法について、住民の方、利用者の方のちゃんと声を聞いて、説明会をされて、検討していただくというお考えはありますでしょうか。再度もう一度確認したいと思います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

ガイドラインの件でございますけれども、これまでさまざま検討してまいりまして、間もなく策定ができようかなというところでございます。今般、このスポーツセンターの指定管理を進めていくに当たりまして、当然それまでに策定を行いまして、これに沿って募集要項等についても策定をしていただきたいというように考えております。

（是枝綾子議員「公表をするのか」と呼ぶ）

議長（和田 善臣議員）

公表ですか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公表について、公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

申しわけございません。この分については、当然のことながらホームページ等でも公表してまいりたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

スポーツセンターの改修に伴う利用の部分でございますが、もちろん今ご利用いただいている住民の方がおられますので、できるだけ十分使っていただくように検討をもちろんしてまいりますけども、先ほど答弁させていただいたとおり、一応安全面というふうなことも十分確保してまいるということになりますので、あくまでも4月に入って、調査また設計を行う中で、住民さん、利用者のご意見等も聞きながら検討してまいるというところがございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。これで終わりです。

5番（是枝 綾子議員）

住民の方、また利用者の方の意向を、意見も聞いて検討していただけるということでもありますので、その点はしっかりと聞いていただきたいと思います。説明会等はいつごろ、大体、固まってから説明するというのではなく、今後そういったことになるということでの不安を皆さん感じていらっしゃるかと思いますので、説明会についての時期については、今のところいつごろというふうにお考えでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

詳細なスケジュール等、まだ検討に至っておりませんので、工事を行うまでにできるだけ早い時期にお声を聞いてまいりたいというふうにご考慮しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

7 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7 番（三宅 良矢議員）

福祉文教委員会協議会におきまして説明をいただいた中で、確認も踏まえまして、3 点ほど質疑させていただきます。

1 点目、運営のランニングコストについて。指定管理の事業所が全て持つとの説明をいただきましたが、ということは指定管理に関する町の拠出はないという予定ということでしょうか。

2 点目です。スポーツセンターの大規模修繕に係る一切の負担は忠岡町ということですが、ジム、スタジオ、例えばプール等の機器類等の軽微な修繕や更新等ですね、それにつきましての負担というのはどのように忠岡町は考えていますでしょうか。

3 点目、使用料についてです。全額指定管理者が収受するということですが、例えば想定より使用料、要は利用率が大幅に下回る等の場合の負担に関して、町から要は後々追って埋め合わせをするということはあるのでしょうか、お答えください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

1 点目の町の拠出はないかという、予定ということについてでございます。修繕費を除く人件費、光熱水費など維持管理運営費は、基本的には全て指定管理者に負担をしていただくというところでございます。これらの経費は、全て利用料金収入と、それから自主事業による収入で賄っていただくというふうなことになりますが、全ての経費を賄うことができない場合というのもあるかと思しますので、そういった場合等につきましては、指定管理料を町のほうが支出するというふうなことになるかと思ひます。指定管理料の額等につきましては、業者選定の中のプロポーザルの中で提案していただくことについて、現在検討しているところでございます。

質問の 2 つ目でございます。修繕等につきましては、町の施設との共有部分の設備等もありますので、修繕は町の負担となりますが、小さな修繕などについて一定上限を設定するなどによりまして、指定管理者にも一定の負担はしていただきたいと現在考えております。機器類の更新も含めて、そのあたりの部分につきましては、これについてもプロポーザルの中で業者のほうからその負担額等についても提案いただくというふうなことで、今

現在検討しているところでございます。

3点目でございます。プロポーザルにおいて指定管理料を提案していただいたということになりますと、原則それ以後、不足額の補填というのは原則はいたしません、実際その温水プールを7年程度運営しておりませんので、実際の収入額をなかなか見込むのが難しいというふうなこともございますので、具体的な参入企業の事業リスクを軽減するため、また指定管理業務を適切に実施する中で、継続的に収入が支出を大幅に下回り、事業運営が困難となるおそれが予想される場合等につきましては、その指定管理料の見直しの協議ができる旨、そういった募集要項また協定に明記していくことになろうかというふうを考えております。

ただ、もちろん予算の範囲ということになりますので、仮に何千万もそういった大きな負担が必要となりますと、町のほうも負担することができませんので、そういった場合につきましては、事業運営の継続を引き続きその業者と協議してまいるというふうなことになるかというふうを考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。想定では、基本はしないということで、プロポーザルで事業所がどのように提案してくるかによって、一番町として有利なのを選ぶということで確認だと思っておりますけど、契約期間自体が5年、10年ではなく、やや長期的な20年ぐらいになるだろうというご回答でもあったので、ただ、その20年契約を盾に、要は20年契約してて経営権を持ってるんだから、そのように利用率が低いけど、20年間を盾に、ここは一応やらせてもらうというような、すみません、ちょっと説明が下手ですね。20年間継続利用を盾に、利用率が低いことで町が負担してくださいと。いや、町は出ていってくださいと。それやったらほかを探します。いや、20年間うちがやるんでしょう。だから、忠岡町さん、この時間帯、この時間、クオリティーを下げへんために、これだけもっと負担してくださいよみたいな方向性にだけは、契約としてならないように持っていただきたいと思いますと思うんですが、そのあたりについてご回答をお願いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

指定管理の運営におきましては、もちろん毎年度、事業報告していただくなり、またモ

ニタリング制度等々を活用しまして、その質と申しますか、そういった低下がないようにもちろん我々も管理してまいるところでございます。また、仮に長期に及ぶというような場合になれば、一定の例えば20年であれば、10年のときに一定見直していく契約を、協定を見直していくというふうな文言を入れるとか、そういった部分で適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

わかりました。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第11号 忠岡町スポーツセンター条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議事の都合により暫時休憩いたします。1時から再開いたします。

（「午前11時54分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後 1 時 0 0 分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

日程第 1 6 議案第 1 2 号 忠岡町介護保険条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第 1 2 号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、介護保険事業計画における 3 年ごとの見直しに伴い、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの介護保険料の改定を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

本条例改正の内容は、第 7 期介護保険事業計画の中の、平成 3 0 年度から 3 2 年度の 3 年間の第 1 号被保険者の介護保険料を、現行の保険料よりも約 2 4 % も引き上げるというものであります。基準額の方で 1 カ月の保険料が 5, 2 8 3 円だったものが月 6, 5 5 7 円、1, 2 7 4 円も 1 カ月に保険料が上がるという、大変な値上げであります。

現在、大阪府下の自治体の保険料で、忠岡町は下から 7 番目という保険料でしたが、この条例どおりになりますと府下、上から 7 番目の大変高い保険料となります。介護保険料

は非常に高い。なのにだんだんと介護保険が、サービスが受けにくくなっているという声があります。

まず、お聞きしたいところですが、要介護、要支援の認定が厳しくなっているのではないかとこの点であります。

具体例を幾つか挙げたいと思います。脳卒中で身体障害者手帳1級をお持ちの、でも要介護1の方でありましたが、介護保険がスタートした当初から要介護1でありました。70歳の方であります、今回、要介護1から要支援の2に落とされてしまいました。脳卒中の後遺症ということで、障害が横ばいというよりも、もう安定して変わらないという状態になって、だんだんと高齢になってきているということで、身体機能が落ちている方があります。

しかし、この方が要支援の2というものになりますと、サービスの支給の限度額、1カ月の限度額が、要介護1のときは1カ月に16万6,920円のサービスが受けられました。ところが、要支援の2に落とされますと、1カ月に10万4,730円という、6万円の差、6万円のサービスが受けられなくなってしまうということになります。ですから、何かサービスを減らす、デイサービスを減らすかホームヘルプサービスを減らすかということにならざるを得なくなりました。

判定が軽く出たので、その方がよくなったということなのかということではありますが、そうではないわけで、そうではないということがわかりました。要介護1に残れるか要支援に落とされるかの判断の基準が、まず認知機能に問題があるかどうかというところで振り分けられます。頭がしっかりしていたら、状態が変わらない、あまりよくなっていなくても軽く出るということになります。

そこからさらに、問題がないと、認知機能に問題がないということであれば、そこでまた要支援か要介護かに分けるときの振り分けが、おおむね6カ月以内に心身の状態が悪化し介護の手間が増大するおそれがあるかないかと。6カ月以内にこの人は悪くなるだろうということが、おそれがあれば要介護1にとどまると。しかし、6カ月以内に悪くなることはないだろうとなれば要支援の2になってしまうという。これは忠岡町からいただいた審査判定の振り分け方という、こういう資料をいただいております。そこにそのように書かれております。

ですから、現状維持、悪くなるおそれはないだろうということであれば自動的に軽く出るという、そういう振り分けの審査の判定の、そういったマニュアルというんでしょうかね、ということになっております。ですから、そういったケースが1つ。だからよくなったから移されたということではありません。

実際に忠岡町からいただいた資料なんですけれども、更新認定の結果、要介護1の人がその後どうなったのかという数字の資料をいただいております。要介護1の方が162名おりました。そのうち要介護1にとどまれた方は83人、約半分であります。しかし、要

支援の2に落とされた方が32人、要支援の1に落とされた方が12人ということで、要支援に移った方が162人のうち44人ということで、4分の1ですね。4分の1はそのように軽く判定をされております。実際に軽くなった方も中にはいらっしゃると思いますが、先ほどの判定、この判定で6カ月以内に悪くなるおそれがないとなったら、もう要支援に自動的にになってしまうということでもあります。介護度が要介護2に上がった方も31名いらっしゃいますので、そういった方もいらっしゃいますが、やはり問題の、こういった受けにくくなっている、現状維持であれば軽く出るとということがわかりました。

もう一つ、具体例ですが、要介護5の方が要介護4に落とされました。脳梗塞で、83歳の高齢の方で、左半身の麻痺があり、手足の硬直も進んできているということで、明らかに状態はよくなっていない。むしろ悪くなっているけど、要介護5よりも悪いのがないので要介護5のままでありましたが、介護の手間が減ったということで要介護4に落とされてしまいました。それは食欲が出てきたということで、食べる意欲が出たということで、食事のときにお皿を押さえておく必要がなくなったということで、それがあって、介護の手間が減ったから要介護4ということで。硬直がどんどん進んで、だんだん動けなくなってきている、寝返りも打てないのに、こういう状態であります。

その方は支給限度額、要介護5であれば1カ月36万6500円のサービスが受けれたんですが、要介護4になりましたら30万8,060円ということで、1カ月6万円のサービスがカットされるということでもあります。しかし、要介護5で在宅で、サービスを一つやめるというようなことはできませんので、そのままのケアプランでいきますとサービスに足が出まして、月に8,000円を超える自己負担が発生するということになりました。年間にしますと9万6,000円の負担増になるということでもあります。要介護度が、その状態がそんなに変わらない方で落とされて、このような負担増がされてきたと、高額介護の対象にもなりません。返ってきません、9万6,000円。そういうことでもあります。

そういうことで、このように要介護度が軽く出るようにどんどんされていっている。実際には状態が、障害が悪くなっているけども、介護の手間の時間数が減るかふえるかで判定がされるということになっております。

そこで、ちょっとお聞きいたします。要介護1から要支援の2に落とされるという、6カ月以内に悪化するおそれがなければ、現状維持であれば要支援の2に軽く判定されるということになっているということは、忠岡町、そういうことはありますでしょうか。現状の確認です。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

日ごろ忠岡町の皆様には、介護保険のことについてはご理解いただいて、保険料のほうも納付のほう、納めていただいているところでございます。

ただいまの是枝議員のご質問の介護の判定につきましてでございますが、おっしゃるようにおおむね6カ月以内に心身の状態が悪化しないということであれば、介護の手間が増大しないということになりまして再認定されまして、状態が悪化しないということであれば介護度が軽くなるということが、現状起っている状態にはあることとございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

介護の手間が増大しないとみなされれば、介護度は軽く出るということとあります。このように受けにくくされてきているのに、介護保険料は24%の値上げということとあります。

もう1点、2点目ですね、平成30年度からの第7期介護保険の制度で改悪された点がございます。これから実施されるという問題とあります。たくさんあるんですけども、1点だけお聞きいたします。在宅サービスの中の生活援助に大変な切り込みがされていくという問題とあります。

生活援助、ホームヘルプサービスですね。ヘルパーさんに来てもらって家事なりいろいろしていただくという、これがサービスの全国平均、全国です、大阪府下でなく全国平均の利用回数を20%多く上回るケアプランを立てたら、そこが減らされるということになります。全国平均にせえということになるわけですが、これから。利用制限されるということが、平成30年の10月からこれが導入されるということとあります。

これも忠岡町から資料をいただいたんですが、これは平成30年度介護報酬改定の主な事項についてという、厚生労働省のホームページでも取れるそうとあります。社会保障制度審議会の介護給付費分科会の資料、158回の分の資料とありますが、ここに書いてあるということをお読みしますが、統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた回数の、先ほど言った平均の訪問介護、生活援助中心型を位置づける場合には、ケアマネジャーは市町村にケアプランを届け出ることとする。市町村は、地域ケア会議の開催等によりこの届け出られたケアプランの検証を行い、必要に応じケアマネジャーに対し利用者の自立支援、重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促すということが書き込まれております。全国平均利用回数プラス2標準偏差ということを基準にして、これは平成30年4月に国が定め、ことしの10月からこれが施行されるというふうに書いております。大変なことやと思います。生活援助の回数が、週3回入っていたと

かいうヘルパーさんが2回に減らされたりとか1回に減らされたりということになれば、その方はどうなるかということでもあります。大変な、介護度が重度化していくという可能性もやっぱりあるわけでもあります。

ケアマネジャーさんは大変怖いなというふうに思うわけでもあります。全国平均よりも多目にその方に必要に、デイサービスに行けないから、その分生活援助の回数をふやすというふうになった場合は届け出ないといけないし、それが地域ケア会議でやり玉に挙げられて、そしてなぜこんなに多いんだということ呼び出されて聞かれて、是正させられるということでもありますから、是正ということは減らしなさいということですね、全国平均より。ということでもありますから、もうこんな恐ろしいことはようしないからということで、ケアマネジャーさんは組まなくなっていくということでもあります。そういうニーズ、利用者のニーズに応えると言っていた介護保険が、今度は他者が必要かどうか、全国平均から見てどうかという判断を他者からされて支給するという介護保険制度になってしまうということでもあります。

これは忠岡町だけの問題でなく、厚生労働省が介護保険制度をこのようにゆがめてきているということでもありますので、ですが、介護保険事業、介護保険制度は国の制度であります、この介護保険事業の実施主体は忠岡町であります。実施主体の忠岡町は、利用者のニーズに応えたケアプランというものを守っていかれるのかどうか、この点について部長さんよりお答えをいただきたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきます。

ただいま議員さんがおっしゃいましたように、ケアマネジャーさんが統計的に見て、通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護を、生活援助中心型を位置づける場合には、市町村にケアプランを届けることとするというようなことは、今回の改正により定められていることとなっております。

介護保険の事業主体はもちろん忠岡町でございまして、日ごろより皆様の生活のニーズに応じたというところでございますが、ニーズをお伺いし、介護保険の趣旨といたしましては皆様の自立した生活を支えていくということが根底にございますので、ニーズをお伺いし、その方の必要なサービスを認定して、町としてはお届けさせていただいて、元気に自立して生活していけるような仕組みづくりを整えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

むげにサービスを取り上げるということはしないでいただきたいと。忠岡町もやっぱり顔が見える、こういう小さい町ですので、利用者の一人一人の顔が見えるという、そういう小さな行政ですので、その点は一人一人の暮らしを支えていく介護保険になるように、運用の点でできるだけ努力していただきたいと思います。

3 目ですが、大変高い 24% の値上げということでもありますので、住民の負担増になるということでもあります。安くしようと。介護保険制度が利用すればするほど保険料が高くなるという仕組みであります。高齢者がふえていけば、認定される方がふえていけば、そして使えば使うほどということになるので、大変ひどい制度だなというふうに思います。

そのことですが、国の負担率が 25% という、スタート当初から、高齢者の数がこんなに多くなかった時点から 25% しか国が出さないということになっている。これだけ高齢者がふえてきて、介護認定率も 2 倍近くになってきているということになっているにもかかわらず 25% のままだから、住民の負担、加入者の 1 号被保険者の負担がふえていくのは当たり前だと思います。やっぱり国の負担こそふやすという方向で打開をしていくしかないと思いますけれども、その 25% を 30% にすれば、やはり今回のようなこんな 24% の値上げということにはならなかったというふうに思います。

ですから、国に対して、住民の負担、保険料をふやさないということで、国の負担をふやすように忠岡町は求めていく姿勢があるのかという点と、あと、値上げを回避するために一般会計からの繰り入れを行って引き下げるというお考えはないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの介護保険の財源構成のお話でございますが、おっしゃるように国の負担というのは一応 2 分の 1、公費が 2 分の 1 ということで構成されているところでございますが、年々ふえる高齢者、施設等の整備ですとかいろんなことが起こってまいります。これからの高齢化を支えるためにも、介護保険制度は持続可能なものにしていかなければならないというところでございます。

以前からも忠岡町のほうからも、町村会を通じまして、国の負担につきましては求めて

いっておるところでございますので、その点につきましては引き続いて町村会を通じまして要望のほうは重ねて続けていってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あとまた次の、忠岡町として保険料を下げるために繰り入れをというところでございますが、こちらは介護保険制度につきまして、一般会計からの繰り入れということは、一応仕組みとしては、絶対ということではないんですが、一応できないというような形の仕組みになっておりまして、それをするによりまして、また将来的に被保険者の方たちにご負担ということにつながっていく可能性もございますので、今の時点で繰り入れについては検討はしておりませんので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

一言。

5番（是枝 綾子議員）

一般会計からの繰り入れはできないではなく、できるという、法的にもできるわけですから、ぜひ検討もして、このように高い保険料を引き下げる努力をぜひお願いしたいと思います。よろしく願いします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

6番（河野 隆子議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

本議案に対しての日本共産党議員団の意見を申し上げます。

4月1日から始まる第7期介護保険料の引き上げが、本条例で提案されています。第6期、つまり現行の保険料の基準額、第5段階は年間6万3,390円ですが、第7期、4月1日からは年間7万8,680円、1万5,290円、1カ月にしますと1,274円、約24%の値上げの案が出されております。

基準額対象者は、本人が住民税非課税であっても、世帯に住民税課税の人がおれば第5段階の基準になる。しかし、保険料を払うのは本人です。1カ月6,557円、非常に高い保険料を払わなければならなくなります。

2000年4月から始まった介護保険制度は、3年ごとの見直しがされるたびに料金の引き上げ、また制度の中身も改悪されてまいりました。2005年にはそれまでの要支援の人も要介護の人も同じように在宅サービスを利用することができていたのを、要支援については介護予防サービスと、はっきりと区分をいたしました。さらに、要支援を要支援1、2に区分し、これまで要介護1だった人の多くは要支援2に移されました。また、要介護1で利用していた高齢者から介護ベッドの取り上げをする、こういったこともされてきたところ です。

第6期では総合事業を導入され、要支援1、2と認定された高齢者は、ヘルパー資格を持たない無資格者の訪問サービス、またデイサービスでの入浴サービスが受けられない安上がりのサービスへの移行が導入されてきました。

また、利用料は、今まで1割負担であったものが、平成27年8月からは所得が280万円以上ある利用者は利用料が1割から2割負担へ、その対象者は29年度では68名であります。施設に入っている利用者についても、負担限度額の引き上げ、平成30年8月からは現役並み所得の344万円以上の方は、介護保険利用料が3割負担に、対象者は22名であるというふうに聞いております。

このように、介護保険料は3年ごとの見直しで引き上げられるというのに、制度の中身は改悪される一方で、利用者のニーズは全く反映しなくなっております。要介護、要支援の認定も、大阪府は全国一認定率が高いということで、厚生労働省からは訪問介護の生活援助の切り下げ、先ほど是枝議員からの質問で明らかになりましたが、平成30年10月から、回数が全国平均より20%多いプランはサービス内容の是正を促すという通達が来ていることもわかりました。介護認定に関しては見直しがされ、今までと状態が変わらないのに低く認定される。時間も短くなり、デイサービスの日にちも削らなければならない。今までのサービスを受けようとする実費が発生する。非常に在宅で安心した暮らしができないと、そういった事例も紹介されました。

なぜこのようなことが起こっているのか。介護認定審査の際、先ほども指摘がありましたけれども、おおむね6カ月以内に心身の状態が悪化し、介護の手間が増大することによる要介護度の再検討の必要があるかということで振り分けされるということです、「心身

の状態が悪化し」とありますが、今でも介護が必要であって、現状維持である人はもちろん今までのサービスが必要であるのに、それ以上に悪化しないふうに認定したら認定が下げられる。現状維持つまり今でも全く変わらないのに、6カ月以内にそれ以上悪化しないなら認定が下げられる、全く理解のできない審査判定ではないでしょうか。

また、国の制度改正について、財政的インセンティブの扶助の規定の整備、介護保険法に盛り込まれています。財政的インセンティブが与えられることになると、町は介護保険事業の計画の中で抑制、また目標を追求され、自立できない人を切り捨てすることにならないか。また、介護からの卒業が行われるのではないのでしょうか。

また、介護保険事業計画の基本目標について、前回の計画と、4月1日から始まるこの第7期の基本目標の決定的な違いは、高齢者の自立を支える生活支援体制から、自立した暮らしの支援になっています。支えるということから自立させるという目的に変わり、利用者のニーズ、利用者本位という考え方が大きく変貌しております。利用者本位の介護保険事業、利用者のニーズに寄り添った事業計画にはなっていないのではないのでしょうか。

これまでの介護保険の改悪は国が進めてきたことではありますが、介護保険を運営する実施者、実施主体は忠岡町です。この高い介護保険、今でも高い介護保険料、先ほど指摘もありましたが、この第7期の介護保険料の引き上げによって府下では7番目になるのではないかというふうに言われておりました。

保険料のこの引き上げを抑制するためには、一般会計からの繰り入れも検討すべきではないでしょうか。高い介護保険料を払い続ける一方で、介護保険は困ったときに助けてくれるのかといえば、先ほど申しましたように、状態が変わらないのに要介護が下がった、ホームヘルパーが来てくれる時間がどんどん短くなっている、さらに低所得者からは「どうせ利用料が払えないから使えない」との諦めの声もあります。

本条例案は、このように介護を受けにくくしておいて、一方では保険料の24%の大幅値上げ、大もとは国の負担率の低さということも是枝議員より指摘もありましたが、しかし、やはり実施主体は忠岡町ですから、そのところはやはり住民の顔が見える、そういったところで手助けをするということが大事ではないかと思えます。

介護を受けにくくしておいて、保険料の24%の値上げは到底受け入れられないものであり、よって、この本条例案は認めることはできません。

議長（和田 善臣議員）

ただいまの河野議員の発言は、原案に反対の討論でありました。

次に、原案に賛成の討論はございますか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第12号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、採決いたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

先ほど挙手が、僕がちらっと見たところ、河野さんより早く手を挙げていたと思うんですが、なぜ私のほうを当てずに河野さんを当てて、させていただけないのでしょうか。ご説明願えますか。

議長（和田 善臣議員）

私は河野さんのほうが早かったと判断したんですが。

7番（三宅 良矢議員）

僕はそう見ていました。

議長（和田 善臣議員）

それは私の判断でしたことですね。この際このまま進めさせてください。

これより、議案第12号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第12号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第17 議案第13号 忠岡町都市公園条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第13号 忠岡町都市公園条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、都市公園法施行令の改正に伴い、都市公園に設ける競技場など施設面積の公園全体面積に対する割合を定めるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第13号 忠岡町都市公園条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第18 議案第14号 忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選

定委員会設置条例の廃止についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第14号 忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会設置条例の廃止について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者の選定が終了したことに伴い、本条例を廃止するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第14号 忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会設置条例の廃止について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第19 議案第15号 忠岡町水道事業の設置等に関する条例の廃止についてと、議案第16号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての2件を一括して議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第15号 忠岡町水道事業の設置等に関する条例の廃止について、ご説明申し上げます。

本町の水道事業を取り巻く環境につきましては、人口の減少に伴う給水収益の減少等の多くの問題に直面しており、現在は健全経営ではありますが、本町が水道サービスを維持し、単独経営を続けていくと、将来的に大きな住民負担をお願いせざるを得なくなる状況にあります。今後の本町水道事業の健全化を図るためには、国の交付金や組織力・技術力を活用することができる大阪広域水道企業団との統合が最も有効な方策であると考え、平成31年4月の統合に向け、本条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第16号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

本件は、大阪広域水道企業団が共同処理する事務に、本町を含む2市5町に係る水道事業の経営に関する事務を追加するため、本規約を変更するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

大阪広域水道企業団への本町の水道事業の統合については、これまで本会議や委員会などで何度もお尋ねをさせていただきました。

それは、本事業が一度企業団に加入をすれば、簡単に抜けることができない仕組みであること。また、水道料金や町内の工事の進め方なども、忠岡町や忠岡町議会で決められずに、住民から遠い企業団や企業団議会で決める仕組みとなっているものであります。したがって、慎重な対応をこれまでは求めてまいりました。

そうした中で、最初に取り上げました莫大な工事の計画は、「住民の負担にならないように企業団と話し合っただけ進めていく」、いわゆる無理な工事はしないということをお答えをいただきました。

また、北出浄水場などの財産は、「売却しても忠岡町の中の事業にしか使わない」、このようにもお答えをいただきました。

そして、企業団の不良債務が解消され、企業団水道の卸値が下がるはずだと指摘をしましたが、当初は40年のシミュレーションには乗らないというお答えでありましたけれど、結局は第1段階として反映をしていただき、最終報告にはそれを含めた住民の水道料金がどのように変化をしていくのか、このことが明らかになりました。

ここで事業部長さんにお伺いをいたします。この水道料金の変化というのはどのように出てきたのかということが、1点です。

もう1点は、企業団組合議会の議席についてであります。

当初は本案件と同時に提案をされるという予定でありました。しかし、統合することで議席がふえるのかと思っていたら、逆に減らす案が出てきて、大問題になっています。

和田町長さんも「せめて統合するところには議席は確保すべきだ」と、このように発言をしていただいたように、まさに民主的な運営がちゃんと保障されるのかどうかという基本の問題だというふうに思っています。

お聞きしたいのは、この統合の案件がこの3月議会で通過をしてしまえば、あとは議席の問題が一気に進められるというふうなことがあってはならないというふうに思っています。企業団もちゃんと市町村の議会の意見を聞いていただく、そうした慎重な審議をしていただくことは何よりも求められているというふうに思います。

同時に、本町もその立場で臨んでいただけるのかどうか、2点についてまずお答えをいただきたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

まず1点目の、企業団からの仕入れ値の値下げに伴いますシミュレーションの変更の結果についてでございますが、昨年11月の企業団議会におきまして、用水供給料金、いわゆる仕入れ値の改定案が承認をされまして、平成30年、ことしの4月1日より1立方メートル当たり3円の値下げが実施をされます。それに伴いまして、企業団と7団体との水道事業統合の、統合素案の経営シミュレーションにも変更が生じてまいりました。

本町の変更内容につきましては、企業団の用水供給料金の改定に伴いまして、平成30年度以降の受水費用を変更したというものでございまして、それに伴い統合後のシミュレーション上における水道料金の最初の値上げの時期が、平成45年度から平成47年度へ2年間延期をされ、料金の値上げ幅も10%から9%へと縮小されたことを、昨年12月の議会でご説明をさせていただいたところでございます。

2点目の企業団議会の議員の定数についてでございますが、今回上程をさせていただいております規約変更では、企業団の議員定数につきましては33名のままで変更せず、企業団が共同処理する事務として、本町を含みます7団体の水道事業の経営に関する事務を追加する、いわゆる統合の意思決定についてのみを今回上程をさせていただいております。

ただし、高迫議員仰せの議員定数の問題につきましては、企業団の全構成団体の議決が得られることしの6月以降に改めて慎重に協議を進めていくこととなっております。町長も申し上げておりましたように、今後、6月以降の審議の中でも、私自身も企業団の総会というものにも出席をしますので、その辺は求めていきたいと考えております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで重ねてお聞きをしたいと思ひるのは、企業団を運営をしていく中で不良債務が解消されればさらなる企業団水の卸値の値下げが可能になるはずで、その際にも今回、今お答えいただいたような、時期がずれる、料金が下がるという、住民負担を軽減する措置が同じようにとられるのかどうか、そのことについて1点お伺ひをいたします。

もう1点は、2つに分かれておりますが、部長さんはこれまで、この統合は本町にとつ

てデメリットはない、このようにお答えをいただいております。そうすると、水道料金など忠岡町で決められない、こういうシステムですけれど、いざそうした本番が来たときには住民の意見を反映する仕組みをつくっているというふうにもお答えをいただきました。企業団が議会や、必要な場合には住民への説明会を持つこと、これがちゃんと保証されているのかどうか。また、そのときに住民の暮らしを見て、この値上げは忠岡町では難しいかなと、そう思えば町からの繰り入れで水道料金を抑制することも可能だというふうにもお聞きいたしておりますが、その点についてはいかがかというのが、もう1点です。

もう一つは、独居の高齢者やひとり親家庭などへの福祉減免です。この制度は当初は一般会計から福祉の施策として実施されてまいりました。一時、水道会計に移りましたけれど、統合後に企業団でその制度がなければもとに戻す必要がありますが、いかがお考えでしょうか。

3点についてお答えをいただきたいと思えます。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

まず、1点目のさらなる値下げの反映についてでございますが、大阪広域水道企業団では平成31年度末に次期中期経営計画の策定を予定しておりまして、この次期中期経営計画の策定に合わせまして、用水供給料金、仕入れ値のさらなる値下げの可否について精査されると聞いております。仮に精査の結果、さらなる値下げが実現されますと、現時点で想定しているシミュレーションの要件に変更がなければ、現行の経営シミュレーションにさらに反映されまして、料金値上げの時期また値上げの幅について、さらに改善されていくことになるかと考えております。

2点目の、住民の意見を反映する仕組みにつきましては、企業団との統合後は忠岡町の水道料金も含めまして、全ての事項が市町村議会ではなく企業団の議会で決定をされることとなります。しかしながら、その審議及びそれまでの過程におきましては、住民皆様に全く知らされないまま進められるということではなく、統合した団体の関与が図れるような意見反映の仕組みを企業団は考えております。

例えば、統合後の忠岡町の水道料金を改定しなければならない必要性が出た場合、企業団が料金改定についてを町長へ説明を行いまして、さらに、本町の理事者側が議会へ説明を行います。そこで、住民を代表する議員の皆様からご意見を伺います。そこで料金改定に対する意見がまとめられ、町長が企業団へ意見をすることとなります。また、町長の判断によりまして企業団に、本町の議会へ直接説明をさせ、意見聴取させることも可能でありまして、また、企業団に、住民皆様に対し説明をしてもらうことも可能であります。

こうした手続を経まして企業団の執行機関による意思決定が行われ、42市町村が集まる首長会議で審議がなされます。この首長会議の審議で忠岡町長が料金改定を了承しなかった場合は、再議によりまして3分の2以上の首長の賛成が必要になります。首長会議におきまして料金改定が最終決定されますと、ここで初めて企業団議会に議案を提出できるようになります。

企業団議会で議案が審議される際には、本町の議会議員が企業団議会に選出をされている場合は、当然企業団議員として質疑・採決をしていただきます。一方、選出されていない場合は採決ができませんが、地方自治法の規定によりまして、企業団議会の判断により参考人として招聘をし意見を伺っていただくことが可能となります。このような意見反映の仕組みによりまして、可能な限り本町の住民の皆様に近い運用をしていただけるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それと、値上げの抑制の仕組みということにつきましては、本町の水道料金の値上げを抑制するために、一般会計から企業団へ繰り出しを行うことも、町の判断により可能ということを考えております。

それと、3点目の水道料金の福祉減免についてでございますが、本町におきましては現在、一定の要件を満たす母子・父子家庭及び65歳以上の独居老人の世帯の方を対象としまして水道料金の減免を、本町の福祉施策の1つとして実施をしております。水道事業の統合後につきましても、本町の一般会計から企業団の水道事業会計へ繰り出しを行い、現行の福祉減免制度を継続してまいります。

よろしくお願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

わかりました。

また、過日は住民説明会を開かれるという、いわゆる住民合意のための手を打っていただいたこと、そのことについては時間をかけたであろう資料も作成され、これは住民の立場から見て大事なことであったというふうに評価いたしております。

最後にお聞きしたいわけですが、本案件はあくまでも忠岡町の施策の変更により実施されるものです。そのことによって影響を受ける可能性のある方々はどうなるのか、対策はいかがお考えなのかをお聞きしたいと思います。

まず1番目には、本町の水道事業所の職員さんたちの身分、賃金や社会保障の条件は、これまでは多少よくなるような話を聞かせていただきましたが、本当にそうなるのか。決して悪くなるようなことはないでしょうねという点が1つ。

それから、水道の検針や集金に回っている臨時職員の方々ですね。この仕事は確保されるのか、条件はこれまでどおりやられるのか、その点についてお伺いをいたします。

また、3点目には、決して大きな事業所のことではありません。いわゆる町の水道屋さん、緊急のときには夜間でも休日でも出かけていって、忠岡町の水道事業と一緒に支えてきた業者の方々です。例えば水道企業団に移りますと、契約は忠岡町では、私の知る限りではこれまで一度も実施されたことのない一般競争入札という形になります。ちゃんと対応できるのかどうか、そういう点も含めて、こんなことで困難で仕事が取れないというふうなことになったら大変ではないかと。その他の手続の問題も含めて、実際に現在行われているような仕事は確保されるのかどうか。そして、事前にそうした説明会をちゃんとしていただいて、水道業者の方々の営業ですね、これをこれからもしっかりと守っていきけるような援助も必要ではないかというふうに思いますけれど、いかがお考えなのか。

3点についてお聞きをしたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

まず、町の水道課の職員の統合後につきましては、企業団へ身分移管を希望した職員はもちろん企業団の職員になることができます。身分移管しました職員の給与体系につきましては、企業団の給料表が使われることとなりますが、現給保障され、現在の給与よりも下がることはございません。臨時職員の方々につきましては統合後、現行の体制を基本としていくこととなります。

それと、町の水道業者さん、統合後の入札、契約制度はどうかということですが、統合後、企業団の入札方式は、原則としまして透明性や公平性を保つために一般競争入札となり、指名競争入札というのは行わないこととなっております。しかし、先行して統合した四條畷市の統合後の入札制度では、一定規模を下回る工事につきましては地域性を考慮した条件を設定して運用することとしております。

その地域性を考慮した条件としましては、入札参加資格に建設業法上における主たる営業所、いわゆる本社本店が四條畷市内にあることという条件をつけることによりまして、市内の業者のみを対象とした一般競争入札を行うことができることとして運用をしております。

本町におきましても四條畷市と同様に、建設業法上の一部の業種で一定規模を下回る工事について、建設業法上における主たる営業所、いわゆる本社本店が忠岡町内にあるという地域要件をつけることにより、町内に限定をした一般競争入札が行われることとなります。また、そのようにも要望はいたしております。

ただし、この地域要件につきましては、町内に限定した一般競争入札になるという要件でございまして、町内の水道業者に限定した入札制度になるということではございません。具体的な内容につきましては今後企業団と協議を進めてまいりますので、その中で町内の水道事業の事業者さんの受注の機会が減ることのないように、企業団に対し要望をしてみたいと考えております。

それと、事業者さんに対する説明なんですが、3月末ごろに本町の水道組合に対しまして、現在協議中の内容についての説明をさせていただく予定をしております。その中でいろんなご要望も出てくるかと考えておりますので、それらの要望につきましては企業団のほうにしっかりと伝えて協議をしてみたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより一括上程議案のうち、先に議案第15号の採決に入りますが、本件は地方自治法第244条の2第2項及び重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用の許可に関する条例第2条第1項の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。また、この場合は議長である私も表決権を有しますので、表決権を有するただいまの出席議員数は11名であります。

これにより議案第15号 忠岡町水道事業の設置等に関する条例の廃止について、起立

により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 (和田 善臣議員)

11名中、全員起立であります。

議長 (和田 善臣議員)

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、残りの議案第16号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第20 議案第17号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算(第6号)についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第17号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算(第6号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、1,079万6,000円で、これを補正することにより、予算総額は70億2,517万円となります。

歳入につきましては、第13款 国庫支出金で、保育所運営費負担金250万円を計上、施設型給付費負担金93万1,000円を計上、社会保障・税番号制度システム改修補助金102万6,000円を計上、子ども・子育て支援推進費補助金27万円を計上、第14款 府支出金で、保育所運営費負担金125万円を計上、施設型給付費負担金46

万5,000円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金135万4,000円を計上、第19款 諸収入で、広域入所受託分施設型給付費300万円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、社会保障・税番号制度システム改修委託料129万6,000円を計上、子ども・子育て支援システム改修委託料27万円を計上、第3款 民生費で、民間保育所運営委託料500万円を計上、施設型給付費400万円を計上、第9款 消防費で、時間外勤務手当50万円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第17号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第 2 1 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度忠岡町一般会計予算について、日程第 2 2 議案第 1 9 号 平成 3 0 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第 2 3 議案第 2 0 号 平成 3 0 年度忠岡町介護保険特別会計予算について、日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度忠岡町下水道事業特別会計予算について、日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度忠岡町水道事業会計予算について、以上、6 件一括して議題いたします。

本 6 件については、先例により、議案の朗読は省略させていただきます。また、提案理由の説明は、既に配布されておりますので、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、省略いたします。

議長（和田 善臣議員）

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本 6 件については、先例により、6 名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、休会中のご審査をお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認めます。

よって、本件は 6 名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長の指名といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、私から指名いたします。

杉原健士議員・北村 孝議員・河野隆子議員・藤田 茂議員・松井秀次議員・高迫千代司議員。

以上の6名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。
本件に係る審査の結果については、今期定例会の最終日をお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後2時20分より再開いたします。

（「午後2時10分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後2時20分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

ご報告します。委員会条例第7条第2項の規定によって、予算審査特別委員会委員長に藤田 茂議員、副委員長に河野隆子議員が決定しましたので、ご報告いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第27 報告第1号 事務報告について（平成29年分）を、議題といたします。

事務局長より、本件を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

報告第1号 事務報告について地方自治法第122条の規定により、平成29年の事務報告を提出する。

平成30年3月1日提出 忠岡町長 和田吉衛。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

報告第1号 事務報告について、ご説明申し上げます。

本件は、平成30年度一般会計及び各特別会計等の予算書の提出にあたり、地方自治法第122条の規定により、事務に関する説明書として、平成29年の事務報告を提出するものでございます。

よろしく、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、報告第1号を終わります。

議長（和田 善臣議員）

本定例会に付された事件は、議了いたしましたので、本日の会議を打ち切り、議事の都合により、明日から8日までの7日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認めます。

よって、明日から8日までの7日間、休会とすることに決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

（「午後2時22分」散会）